



こども家庭ソーシャルワーカー 資格ガイド (資格概要～資格取得の流れ)



一般財団法人日本ソーシャルワークセンター

(公開日：2025年3月18日更新版)

《無断での転載や複製等は禁止します》

 目次

- 1 はじめに
 - こども家庭ソーシャルワーカーについて P.2

- 2 資格の取得ルートと受講要件 P.3
 - 資格の受講ルート（図）
 - 各ルートにおける受講要件（PDF1～4号）
 - （参考資料1）令和6年3月18日付こども家庭庁通知
 - 「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」別紙 指定施設の範囲

- 3 研修種別 P.19
 - 研修種別
 - 指定研修
 - 追加研修
 - ソーシャルワーク研修

- 4 資格取得までの流れ P.22
 - 資格取得までの流れと概要
 - 受講要件確認申請における提出書類
 - 受講要件確認申請時の提出書類一覧
 - 資格認定試験の受験申込における提出書類
 - 資格認定試験の受験申込における提出書類等一覧
 - 資格登録における提出書類
 - 資格登録における提出書類一覧
 - 資格登録の取り消し
 - （参考資料2）2025年度以降のこども家庭ソーシャルワーカー資格取得までの流れ
 - 指定様式一覧
 - 実務経験申告（兼 実務経験証明）書（1号・3号）
 - 実務経験申告（兼 実務経験証明）書（2号・4号）
 - こどもの福祉に係る相談援助業務の事例概要
 - 実務経験期間の計算表
 - （参考資料3）社会福祉士国家試験 実務経験コード番号表
 - （参考資料4）精神保健福祉士国家試験 実務経験コード番号表

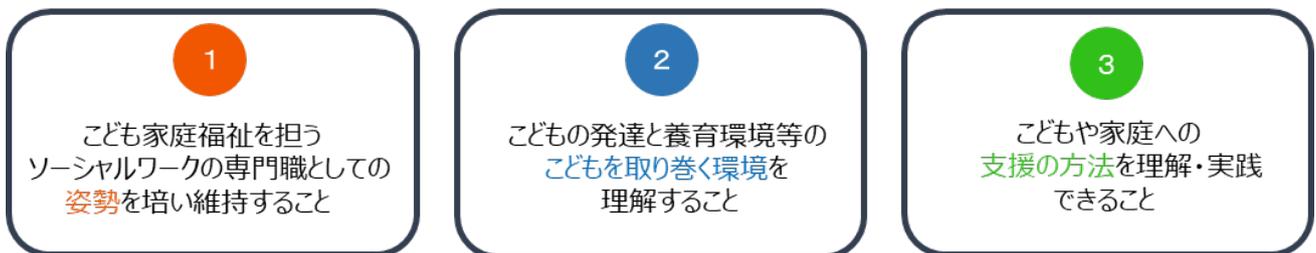
1 こども家庭ソーシャルワーカーについて

(1) こども家庭ソーシャルワーカーとは

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の様々な場所・立ち位置で活用・実践できるためのソーシャルワークを専門的に学ぶことで、家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指します。児童相談所の児童福祉司や、市区町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の一つとしても位置付けられています。

こども家庭ソーシャルワーカーは2024年度から始まる新しい資格なので、活躍の場はこれから広がっていきます。こどもや家庭、暮らしのそばにあるあらゆる場での活躍が期待されています。

こども家庭ソーシャルワーカーの専門性の柱



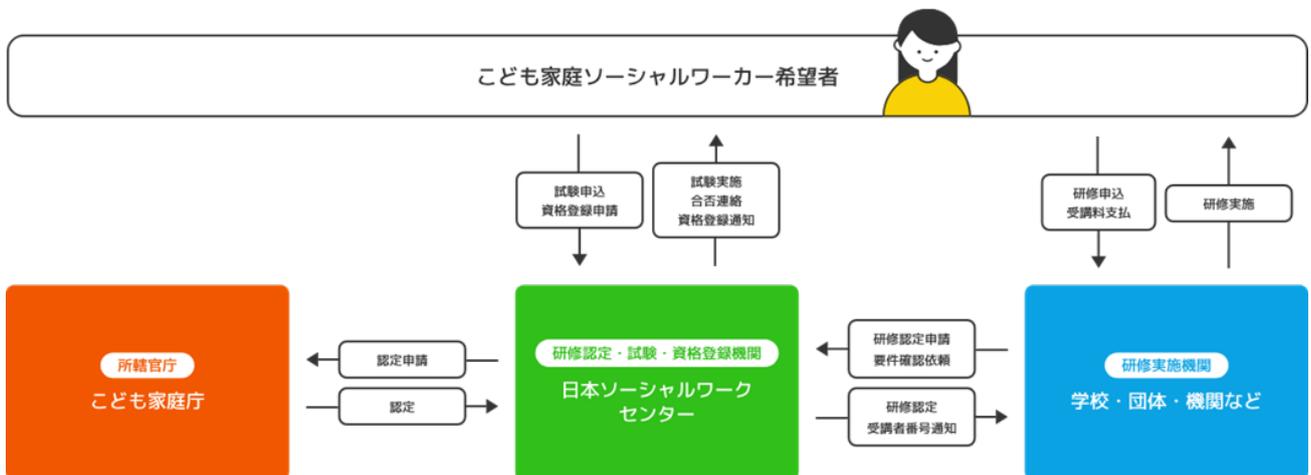
(2) 育成のしくみ

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭庁が管轄している認定資格です。

一般財団法人日本ソーシャルワークセンターが研修認定・試験・資格登録機関として、資格認定試験の実施や研修の認定、資格の登録などを行います。

研修実施機関は、当センターに指定研修等の認定申請を行い、その認定を受けて指定研修等を実施します。

こども家庭ソーシャルワーカーの取得希望者は、受講したい研修を選択し、研修実施機関に受講申込を行います。また、所定の研修を修了したのち、センターが行う資格認定試験を受験します。試験に合格したら、センターに資格の登録を行います。



2 資格の取得ルートと受講要件

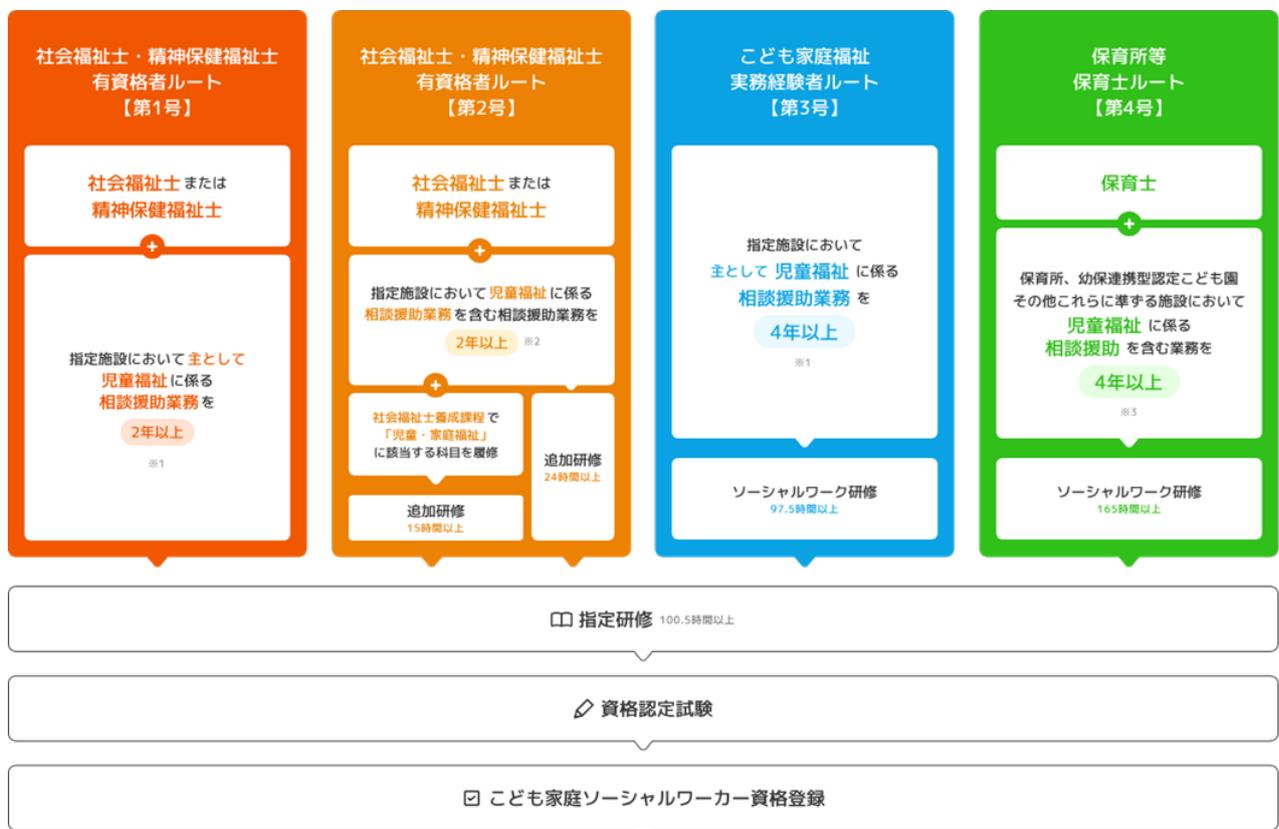
(1) 資格取得の流れ

資格取得のルートは、第1号から第4号までの4つです。それぞれのルートによって、所持している資格、児童福祉に係る相談援助実務経験、機関種別や職種、経験年数等が定められています。

各ルートで定められた研修を修了した後、資格認定試験に合格し、資格登録を経て、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格が取得できます。

各ルートの研修の受講要件等の詳細は、次ページ以降をご参照ください。

資格取得までの流れ



【資格ルートを確認するときのポイント】

- ※1 「主として児童の福祉に係る相談援助業務」の考え方や期間の算定方法
- ※2 「児童の福祉に係る相談援助業務」の考え方
- ※3 「保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設」および「4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務」の範囲

<研修の受講要件>

社会福祉士・精神保健福祉士 有資格者ルート【第1号】

項目	内容
児童福祉法施行規則上の定義	<p>社会福祉士又は精神保健福祉士として、第5条の3第1項に規定する指定施設において2年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者</p> <p>用語：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定施設 2024.3.18 付こども家庭庁局長通知の「別紙」に示された施設。 (一覧をご覧になりたい場合は、※のリンクの7ページ目参照) ・児童の福祉に係る相談援助業務 児童又はその保護者への児童の福祉に関する相談に応じ、助言指導その他の援助を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を行う業務。 (2024.3.18 付こども家庭庁局長通知)
必要とする資格	社会福祉士 または 精神保健福祉士
実務経験 (上記資格を取得した上での経験)	指定施設において、「主として」児童の福祉に係る相談援助業務に従事した経験が2年以上
備考	<p>「主として」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(常勤による勤務が) 法定労働時間である週 40 時間の場合、上記「児童の福祉に係る相談援助業務」に年間を平均して週 20 時間以上必要な期間、従事した者を指す。 ・労働時間が週40時間未満の場合や常勤でない場合等は、「児童の福祉に係る相談援助業務」に従事した全ての期間を通算して合計した時間数が、年間を平均して週 20 時間以上、かつ2年と同等と認められる期間を超えている場合には、要件に合致していると解する。 ・「通算」の考え方 例1：年間を平均して毎週10時間以上、児童の福祉に係る相談援助業務に従事した場合、4年以上の従事期間があれば、要件に合致していると解する。 例2：年間を平均して毎週5時間以上、児童の福祉に係る相談援助業務に従事した場合、8年以上の従事期間があれば、要件に合致していると解する。 なお、上記の業務内容・期間を満たす経験が、複数の指定施設での経験であっても、差し支えない。 (2024.3.18 付こども家庭庁局長通知からセンターが一部修正)

<研修の受講要件>

社会福祉士・精神保健福祉士 有資格者ルート【第2号】

項目	内容
<p>児童福祉法施行規則上の定義</p>	<p>社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（前号に掲げる者を除く。）（前号：第1号】のこと）</p> <p>用語：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定施設 2024. 3. 18 付こども家庭庁局長通知の「別紙」に示された施設。 (一覧をご覧になりたい場合は、※のリンクの 7 ページ目参照) ・ 児童の福祉に係る相談援助業務 児童又はその保護者への児童の福祉に関する相談に応じ、助言指導その他の援助を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を行う業務。 (2024. 3. 18 付こども家庭庁局長通知)
<p>必要とする資格</p>	<p>社会福祉士 または 精神保健福祉士</p>
<p>実務経験 (上記資格を取得した上での経験)</p>	<p>指定施設において、児童の福祉に係る相談援助業務「を含む」業務に従事した経験が2年以上</p>
<p>備考</p>	<p>「児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定施設において、「児童の福祉に係る相談援助業務」に、労働時間は問わないが、必要な期間中を通じて従事した者とする。 ・ このため、相談支援等に従事していた期間中のごく一部に児童の福祉に係る相談援助業務の相談があった場合や、担当していたケースの家族内に児童又はその保護者がいたが直接「児童の福祉に関する相談援助」を行っていたものでない場合には、これに該当しない。 ・ なお、「期間」については通算して2年以上であること。上記の業務内容・期間を満たす経験が、複数の指定施設での経験であっても、差し支えない。 <p>(2024. 3. 18 付こども家庭庁局長通知からセンターが一部修正)</p>

<研修の受講要件>

こども家庭福祉の実務経験者ルート【第3号】

項目	内容
児童福祉法施行規則上の定義	<p>指定施設において4年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者</p> <p>用語：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定施設 2024.3.18 付こども家庭庁局長通知の「別紙」に示された施設。 (一覧をご覧になりたい場合は、※のリンクの7ページ目参照) ・ 児童の福祉に係る相談援助業務 児童又はその保護者への児童の福祉に関する相談に応じ、助言指導その他の援助を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を行う業務。 (2024.3.18 付こども家庭庁局長通知)
必要とする資格	なし
実務経験 (上記資格を取得した上での経験)	指定施設において、「主として」児童の福祉に係る相談援助業務に従事した経験が4年以上
備考	<p>「主として」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (常勤による勤務が) 法定労働時間である週40時間の場合は、上記「児童の福祉に係る相談援助業務」に年間を平均して週20時間以上必要な期間、従事した者を指す。 ・ 労働時間が週40時間未満の場合や常勤でない場合等は、「児童の福祉に係る相談援助業務」に従事した全ての期間を通算して合計した時間数が、年間を平均して週20時間以上、かつ4年と同等と認められる期間を超えている場合には、要件に合致していると解する。 ・ 「通算」の考え方 例：年間を平均して毎週10時間以上、児童の福祉に係る相談援助業務に従事した場合、8年以上の従事期間があれば、要件に合致していると解する。 なお、上記の業務内容・期間を満たす経験が、複数の指定施設での経験であっても、差し支えありません。 (2024.3.18 付こども家庭庁局長通知からセンターが一部修正)

<研修の受講要件>

保育所等保育士ルート【第4号】

項目	内容
児童福祉法施行規則上の定義	<p>保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者</p> <p>用語：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設 ① 児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業又は一時預かり事業を行う事業所 ② 同法第39条第1項に規定する保育所 ③ 同法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設(特定のものを除く。)であって第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの） ④ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園 ⑤ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育を実施する施設
必要とする資格	保育士
職種及び実務経験 （上記資格を取得した上での経験）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る「保育所等における要支援児童等対応推進事業」における地域連携推進員であって、相談援助業務を含む業務に4年以上従事した者 ・ (1)の施設の長、主任保育士、副主任保育士等（副主任保育士、専門リーダー若しくは中核リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けている者）、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭等（副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭又は主幹養護教諭）又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園のそれらに相当する職として、こども又はその家庭に対する、相談援助業務を含む業務に4年以上従事した者
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に当てはまらない保育士であっても、【第3号】の要件を満たせば、【第3号】の対象となる。 ・ なお、「期間」については通算して4年以上であること。上記の業務内容・期間を満たす経験が、複数の指定施設での経験であっても、差し支えない。（2024.3.18付こども家庭庁局長通知からセンターが一部修正）

指定施設の範囲

指定施設の範囲は以下の通りである。なお、児童福祉法施行規則第5条の3、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条、精神保健福祉士法施行規則第2条、「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」(令和6年8月8日こ支虐第316号こども家庭庁支援局長通知)等をまとめたものである。

1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設
 - 地域保健法の規定により設置される保健所
 - 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
 - 医療法に規定する病院及び診療所
 - 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
 - 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
 - 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
 - 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
 - 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
 - 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
 - 改正前の介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
 - 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める以下の施設
 - 生活保護法に規定する授産施設及び宿所提供施設
 - 児童福祉法に規定する乳児院
 - 老人福祉法に規定する有料老人ホーム

- 介護保険法における指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する身体障害者更生援護施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する精神障害者社会復帰施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する知的障害者援護施設
- 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和 62 年 6 月 18 日付け社老第 80 号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センター
- 「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付け厚生労働省発社援第 0829002 号）に基づく隣保館
- 都道府県社会福祉協議会
- 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービス事業を行う施設
- 児童福祉法等の一部を改正する法律による改正前の児童福祉法に規定する医療型児童発達支援を行う施設
- 児童福祉法に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関及び児童福祉法等の一部を改正する法律による改正前の児童福祉法に規定する指定発達支援医療機関
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 号に規定する施設
- 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和 60 年 5 月 21 日付け厚生省発児第 104 号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設
- 少年院法に規定する少年院
- 少年鑑別所法に規定する少年鑑別所
- 更生保護法に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
- 更生保護事業法施行規則に規定する更生保護施設
- 労働者災害補償保険法に基づき設置された労災特別介護施設
- 「心身障害児総合通園センターの設置について」（昭和 54 年 7 月 11 日付け児発第 514 号）別紙（心身障害児総合通園センター設置運営要綱）に基づく心身障害児総合通園センター

- 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設
- 児童福祉法に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等
- 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」（平成 20 年 7 月 22 日付け雇児発第 0722003 号）別紙（母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱）に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設
- 児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設
- 「利用者支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付けこ成環第 131 号、こ支虐第 122 号、5 文科初第 2594 号）別紙（利用者支援事業実施要綱）に基づく「利用者支援事業」を行っている施設
- 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 26 年 9 月 30 日付け雇児発 0930 第 4 号）別紙（母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱）に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設
- 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」（平成 26 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号）別紙（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱）に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設
- 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成 15 年 11 月 10 日付け障発第 1110001 号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設
- 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準に規定する点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設
- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活介護を行う施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設
- 整備法による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設
- 整備法による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成 24 年厚生労働省令第 40 号）による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に規定する指定相談支援事業を行って

いる施設

- 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設
- 「地域生活支援事業等の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-11-1(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
- 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」(平成22年3月30日付け障発第0330019号)による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」(平成20年5月30日付け障発第0530001号)別紙(精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設
- 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙(精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設
- 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成23年4月25日付け障発0425第4号)別添(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設
- 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙2(地域生活支援促進事業実施要綱)の別記2-18(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業)に基づく「障害者等の地域生活支援に係る事業」のうち、「アウトリーチ支援」を行う施設
- 介護保険法における指定通所介護、基準該当居宅サービスに該当する通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護、基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)
- 介護保険法における指定通所リハビリテーション若しくは指定介護予防通所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護若しくは指定介護予防短期入所療養介護を行う施設
- 介護保険法における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設
- 介護保険法における指定夜間対応型訪問介護を行う施設

- 介護保険法における指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）
- 介護保険法における指定小規模多機能型居宅介護若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定複合型サービスを行う施設
- 介護保険法における指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設
- 介護保険法に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所
- 介護保険法に規定する介護予防支援事業又は第一号介護予防支援事業を行っている事業所
- 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成 12 年 9 月 27 日付け老発第 655 号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス
- 「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- 「地域福祉センターの設置運営について」（平成 6 年 6 月 23 日付け社援地第 74 号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
- 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業を行っている事業所
- 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 16（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター
- 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 33（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター
- 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所
- 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター
- 「被災者支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」（平成 27 年 4 月 9 日付け雇児発 0409 第 10 号・社援発第 0409 第 2 号）別添 1（被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）実施要領）、「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者支援事業の実施について」の一部改正について」（平成 28 年 5 月 10 日付

- け健発 0510 第 9 号・雇児発 0510 第 2 号・社援発第 0510 第 6 号・老発 0510 第 1 号) による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) による被災者生活支援事業の実施について」別添 1 (地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領)、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 17 (社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) 第 3 の 2 又は「平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」(平成 21 年 8 月 20 日付け老発 0820 第 5 号) の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記 1 (地域支え合い体制づくり事業) に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
- 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成 29 年 5 月 17 日社援発第 0517 号) による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 17 (地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領) 及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 20 (被災者見守り・相談支援等事業実施要領) に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
 - 「平成 21 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金 (住まい対策拡充等支援事業) の運営について」(平成 22 年 1 月 28 日付け社援発 0128 第 1 号) 別添 1 (自立相談支援モデル事業運営要領) に基づく自立相談支援機関及び同通知別添 4 (家計相談支援モデル事業運営要領) に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所
 - 生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所
 - 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(令和 5 年 5 月 22 日社援発 0522 第 1 号) 別添 7 (地域居住支援事業実施要領) に基づき地域居住支援事業を行っている事業所
 - 生活保護法に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所
 - 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する地域障害者職業センター
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 82 号) による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に規定する第 1 号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 20 年法律第 96 号) による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用支援センター
 - 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 81

- 号)による改正前の雇用保険法施行規則に規定する障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者就業・生活支援センター
 - 職業安定法に規定する公共職業安定所
 - 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱の改正について(通知)」(平成25年3月29日付け24文科生第770号)による改正前の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」(平成21年3月31日付け20文科生第8117号文部科学大臣決定)別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱」(平成25年4月1日付け文部科学大臣決定)別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する難病相談支援センター
 - 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」(平成19年5月25日付け障発0525001号)に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関
 - 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号)別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点
 - 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)による改正前の母子保健法に規定する母子健康包括支援センター
 - 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
 - 子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者総合相談センター
 - 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基幹相談支援センター
 - 裁判所法に基づく家庭裁判所
 - 児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所
 - 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に規定する医療的ケア児支援センター
 - 生活保護法に規定する日常生活支援住居施設
 - 母子保健法に規定する産後ケア事業を実施する施設
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴

力相談支援センター

- 「若年被害女性等支援事業の実施について」(令和6年3月29日付け社援発0329第82号)別紙(若年被害女性等支援事業実施要領)に基づく若年被害女性等支援事業を行っている事業所
- 児童福祉法に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所
- 児童福祉法に規定する児童厚生施設(児童遊園を除く。)
- 児童福祉法に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所
- 児童福祉法に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所
- 児童福祉法に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所
- 児童福祉法に規定する子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所
- 児童福祉法に規定する児童育成支援拠点事業を行っている事業所
- 児童福祉法に規定するこども家庭センター
- 児童福祉法に規定する地域子育て相談機関

※なお、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和6年7月3日付け社援第1号厚生省社会・援護局長通知)別添1の2(99)「福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設」については、社会福祉士の受験資格として厚生労働大臣が個別に認める施設であり、こども家庭ソーシャルワーカーにおける指定施設には含まれない。

2. 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 精神科病院
- 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)に対してサービスを提供する部署に限る。)
- 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 医療法に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 介護保険法に規定する地域包括支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
- 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める以下の施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

- 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設
- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設
- 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」（平成 20 年 7 月 22 日付け雇児発第 0722003 号）別紙（母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱）に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行う施設
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
- 生活保護法に規定する被保護者就労支援事業を行う事業所及び「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（別添 1（自立支援プログラム策定実施

- 推進事業実施要領) 3 (1) に規定する就労支援事業を行う事業所、「被保護者就労準備支援事業 (一般事業分) の実施について」(平成 27 年 4 月 9 日付け社援保発 0409 第 1 号) に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所並びに「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成 30 年 3 月 30 日付け社援保発 0330 第 12 号) に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所
- 都道府県社会福祉協議会
 - 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 17 (ひきこもり支援推進事業実施要領) に基づくひきこもり地域支援センター
 - 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 33 (地域生活定着促進事業実施要領) に基づく地域生活定着支援センター
 - 生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所
 - 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成 23 年 4 月 25 日付け障発 0425 第 4 号) 別紙 (精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱) に基づく「アウトリーチ事業」、「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 2 号) 別添 2 (地域移行・地域生活支援事業実施要綱) に基づく「アウトリーチ事業」及び「地域生活支援事業等の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号) 別紙 2 (地域生活支援促進事業実施要綱) の別記 2-18 (精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業) に基づく「障害者の地域生活支援に係る事業」のうち、「アウトリーチ支援」を行う施設
 - 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」(平成 19 年 5 月 25 日付け障発 0525001 号) に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関
 - 「地域生活支援事業等の実施について」別紙 1 (地域生活支援事業実施要綱) 別記 1-11 の 1 (4) に基づく「日中一時支援」、別添 1 に基づく「障害者相談支援事業」又は別添 4 に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 82 号) による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に規定する第 1 号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関するに規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
 - 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 81 号) による改正前の雇用保険法施行規則に規定する障害者雇用安定助成金 (障害者職場適応援助コース) のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
 - 職業安定法に規定する公共職業安定所
 - 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される

地域若者サポートステーション

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する刑事施設
- 少年院法に規定する少年院
- 少年鑑別所法に規定する少年鑑別所
- 生活保護法に規定する日常生活支援住居施設
- 児童福祉法に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行う施設
- 児童福祉法に規定する妊産婦等生活援助事業を行う施設

※なお、「指定施設における業務の範囲等について」（平成 23 年 8 月 5 日付け障発 0805 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の 3（19）「精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設」については、精神保健福祉士の受験資格として厚生労働大臣が個別に認める施設であり、こども家庭ソーシャルワーカーにおける指定施設には含まれない。

3. 上記に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設

- 保育所
- 都道府県及び市町村（特別区を含む。）（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）
- 放課後児童健全育成事業を行う事業所
- 一時預かり事業を行う事業所
- 小規模住居型児童養育事業を行う事業所
- 家庭的保育事業を行う事業所
- 小規模保育事業を行う事業所
- 居宅訪問型保育事業を行う事業所
- 事業所内保育事業を行う事業所
- 病児保育事業を行う事業所
- 親子関係形成支援事業を行う事業所
- 一時保護施設
- 認定こども園

3 研修種別

(1) 研修種別

こども家庭ソーシャルワーカーには、指定研修、追加研修、ソーシャルワーク研修の3つの研修（以下、3つの研修を総称して「指定研修等」という。）が設定されています。

そのうち、指定研修は、全ての受講者が履修するものですが、それ以外の研修は取得ルートによって、受講の有無や時間数が異なります。

各研修の科目や時間等は、以下の別表をご参照ください。

【別表1 指定研修の科目と時間数】

履修方法	科目	時間
講義	こどもの権利擁護（講義）	1. 5
演習	こどもの権利擁護（演習）	7. 5
講義	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割（講義）	1. 5
演習	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割（演習）	6
講義	こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）（講義）	3
演習	こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）（演習）	1. 5
講義	こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）（講義）	1. 5
演習	こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）（演習）	3
講義	こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）（講義）	3
演習	こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）（演習）	3
講義	こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）（講義）	1. 5
演習	こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）（演習）	1. 5
講義	こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎（講義）	1. 5
演習	こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎（演習）	1. 5
講義	こどもの心理的発達と心理的支援（講義）	1. 5
演習	こどもの心理的発達と心理的支援（演習）	1. 5
講義	児童虐待の理解（講義）	1. 5
演習	児童虐待の理解（演習）	4. 5
講義	少年非行（講義）	1. 5
演習	少年非行（演習）	1. 5
講義	社会的養護と自立支援（講義）	1. 5
演習	社会的養護と自立支援（演習）	4. 5
講義	貧困に対する支援（講義）	1. 5
演習	貧困に対する支援（演習）	1. 5

講義	保育（講義）	1. 5
演習	保育（演習）	1. 5
講義	教育（講義）	3
演習	教育（演習）	1. 5
講義	こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）（講義）	1. 5
演習	こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）（演習）	7. 5
講義	こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）（講義）	3
演習	こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）（演習）	7. 5
講義	こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）（講義）	1. 5
演習	こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）（演習）	7. 5
講義	こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）（講義）	1. 5
演習	こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）（演習）	4. 5

【別表2 追加研修の科目と時間数】

履修方法	科目	時間
講義	こどもの権利擁護と倫理（講義）	1
講義	こども家庭相談援助制度及び実施体制（講義）	1
講義	児童相談所の役割と連携（講義）	1
講義	こども家庭相談の運営と相談援助のあり方（講義）	1
演習	こども家庭相談の運営と相談援助のあり方（演習）	3
講義	社会的養護と市区町村の役割（講義）	1
講義	こどもの成長・発達と生育環境（講義）	1
講義	こども虐待対応（講義）	1
演習	こども虐待対応（演習）	6
講義	母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度（講義）	2
演習	見学実習Ⅰ（演習）	6

- 1 見学実習Ⅰ（演習）は、見学実習施設を利用して行わなければならない。
- 2 規則第5条の2の8第2号に規定する者のうち、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第1若しくは別表第3、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省厚生労働省令第2号）別表第1若しくは別表第3又は社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省厚生労働省令第3号）第1条第10号若しくは第2条第1項第8号に規定する「児童・家庭福祉」を履修した者については、こどもの権利擁護と倫理（講義）、こども家庭相談援助制度及び実施体制（講義）、児童相談所の役割と連携（講義）、こども家庭相談の運営と相談援助のあり方（講義）、社会的養護と市区町村の役割（講義）、こどもの成長・発達と生育環境（講義）、こども虐待対応（講義）及び母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度（講義）の履修を免除することができる。

【別表3 ソーシャルワークに関する研修の科目と時間数】

履修方法	科目	時間
講義	ソーシャルワークの基盤と専門職（講義）	19.5
講義	ソーシャルワークの理論と方法（講義）	39
講義	地域福祉と包括的支援体制（講義）	19.5
演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ（演習）	39
演習	ソーシャルワーク演習Ⅱ（演習）	39
演習	見学実習Ⅱ（演習）	9

- 1 見学実習Ⅱ（演習）は、見学実習施設を利用して行わなければならない。
- 2 規則第5条の2の8第3号に規定する者については、ソーシャルワークの基盤と専門職（講義）、ソーシャルワーク演習Ⅰ（演習）及び見学実習Ⅱ（演習）の履修を免除することができる。

4 資格取得までの流れ

(1) 資格取得までの流れの概要

資格を取得するには、日本ソーシャルワークセンターが指定する研修管理システム（マナブル）への利用者登録から、研修の受講、試験の受験を経て、日本ソーシャルワークセンターに資格を登録することで、《こども家庭ソーシャルワーカーを取得》したことになります。

2025年度以降の資格取得までの流れは、「参考資料2」をご参照ください。

(2) 受講要件確認申請における提出書類

受講要件確認申請にあたっては、受講ルートごとに設定された受講要件を満たしていることが確認できる資料をご提出いただきます。提出する書類は、受講ルートによって異なりますので、以下の表をご参照ください。

なお、受講要件確認申請料は、1回につき20,000円です。

【第1号】

	提出物	必須	備考
①	登録証（写）	●	
②	実務経験申告書(兼 実務経験証明書)	●	通算2年以上、必要な枚数を提出
③	実務経験計算表	●	第1号用
④	こどもの福祉に係る相談援助業務の概要	●	1例以上

【第2号】

	提出物	必須	備考
①	登録証（写）	●	
②	実務経験申告書(兼 実務経験証明書)	●	通算2年以上、必要な枚数を提出
③	実務経験計算表	●	第2号用
④	こどもの福祉に係る相談援助業務の概要	●	1例以上
⑤	社会福祉士養成課程における「児童・家庭福祉」に該当する科目を履修したことの証明		①が「精神保健福祉士」の登録証の場合のみ 様式の指定なし、養成校にて履修証明書等を交付してもらい提出

【第3号】

	提出物	必須	備考
①	実務経験申告書(兼 実務経験証明書)	●	通算4年以上、必要な枚数を提出
②	実務経験計算表	●	第3号用
③	こどもの福祉に係る相談援助業務の概要	●	1例以上

【第4号】

	提出物	必須	備考
①	保育士証（写）	●	
②	実務経験申告書(兼 実務経験証明書)	●	通算4年以上、必要な枚数を提出
③	実務経験計算表	●	第4号用

(3) 資格認定試験の受験申込における提出書類等

こども家庭ソーシャルワーカー資格認定試験の受験申込にあたっては、修了した研修の修了証、本人確認証、受験者本人の顔写真の各データをご提出いただきます。

また、障害等をおもちの方で、受験時の配慮を希望されるときは、受験申込の際に「受験上の配慮申請書」をご提出ください。ただし、全てのご希望に沿えない場合がありますので、ご承知置きください。

なお、受験手数料は、1回あたり25,000円です。

	提出物	必須	備考
①	指定研修 修了証	●	
②	追加研修 修了証		第2号のみ
③	ソーシャルワーク研修 修了証		第3号または第4号のみ
④	本人確認証 (写)	●	
⑤	顔写真	●	
⑥	受験上の配慮申請書		

(4) 資格登録における提出書類

こども家庭ソーシャルワーカー資格認定試験に合格すると、合格者のみマナブルから資格登録申請ができるようになります。

資格登録申請が完了することで、**《こども家庭ソーシャルワーカーを取得》**したことになります。資格登録者には、日本ソーシャルワークセンターから「登録証」が交付されるほか、さまざまなフォローアップを受けることができます。

なお、登録審査手数料は、10,000円です。

	提出物	必須	備考
①	戸籍謄本等 (写)	●	本籍または国籍が確認できるもの 詳細は「資格登録の手引き」を参照

(5) 資格登録の取り消し

こども家庭ソーシャルワーカーとして登録されても、その後、欠格事項への該当や虚偽または不正の事実が判明した場合、資格の所管庁であるこども家庭庁から登録取り消しの指示があったときなどは、資格登録が取り消しとなります。

詳細は、「資格登録の手引き」を参照してください。

2025年度からこども家庭ソーシャルワーカーを取得するまでの流れが変わります！

■ 主な変更点

- ・2025年度からは、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得しようとする方は、日本ソーシャルワークセンター（以下「センター」）が指定する研修管理システム（マナブル）に登録をしたのち、センターに直接「受講要件確認申請」を行います。
- ・受講要件を満たしていることが確認されると、センターから『CFSW受講者番号』が発行されます。『CFSW受講者番号』がないと、各研修の受講申込はできません。

👉 **資格取得までの流れは全部で“5STEP”** 👉

STEP 1 マナブルに登録しよう！

- センターが公開している〔こども家庭ソーシャルワーカー特設サイト〕から『研修管理システム（マナブル）』にアクセスし、氏名やメールアドレスなどの必要事項を入力すると、受講者として登録することができます。

【研修管理システム（マナブル） 入口】

<https://jswc.manaable.com/login>



※以下のURLやQRコードからもアクセス可

※センターで使用しているマナブルは、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格専用サイトです。
他の資格等で使用しているマナブルに登録していても、ログインはできません。

STEP 2 受講要件確認申請をしよう！

- ご自身が受講要件を満たしていることを確認の上、各受講ルートに沿って、申請書類を作成します。申請書類は「こども家庭ソーシャルワーカー特設サイト」からダウンロードしてください。
- マナブルにログインし、「研修・試験を探す」から『受講要件確認申請』を選択します。必要事項に記入するとともに、作成した申請書類や資格証等のデータをアップロードし、申請を行います。
- 受講要件を満たしていることが確認されると『CFSW受講者番号』が発行されます。申請結果は、マナブル及びマナブルに登録されているメールアドレス宛てに通知します。疑義がない場合等を除き、概ね1週間程度のお時間を頂戴します。

■ 受講要件の確認、申請書類のダウンロードはこちら

【こども家庭ソーシャルワーカー特設サイト > 研修の受講要件について】

<https://kodomo.jswc.or.jp/examinee/requirements>



■ マナブルログイン後の画面イメージ

こちらをクリックし、
『受講要件確認申請』から
書類等のアップロード等の
手続きを行ってください。



STEP 3 研修申込をしよう！

- 『CFSW受講者番号』が発行されたら、マナブルにログインしたのち、指定研修など各受講ルートに設定されている必要な研修の受講申込をします。
- 各研修は、当センターから認定を受けている研修実施機関により開催されます。研修実施機関の一覧は特設サイトにてご確認ください。

【こども家庭ソーシャルワーカー特設サイト > 研修について】

<https://kodomo.jswc.or.jp/examinee/training>



※研修の日程や実施方法、受講費等は、各研修実施機関が定めます。受講者の決定も各研修実施機関により行われます。

各研修に関するお問い合わせは、各研修実施機関の担当窓口宛てにご連絡ください。

※複数の研修を受講する場合の受講順序に定めはありません。

STEP 4 受験申込をしよう！

- 各受講ルートに設定されている必要な研修をすべて修了したら、マナブルから、センターが行う『こども家庭ソーシャルワーカー資格認定試験』の受験申込をします。
- 試験に関する詳細は「こども家庭ソーシャルワーカー特設サイト」に掲載します。特設サイトには、試験日程のほか、『受験の手引き』や「出題基準」なども掲載していますので、必ずご確認ください。

【こども家庭ソーシャルワーカー特設サイト > 試験について】

<https://kodomo.jswc.or.jp/examinee/examination>



STEP 5 資格登録申請をしよう！

- 試験に合格したら、マナブルからセンターへの資格登録申請を行います。
 - 資格登録をすることで《こども家庭ソーシャルワーカー》を取得できます。
 - 資格登録者には、センターから登録証が送付されます。
- そのほか、登録者に向けた様々なフォローアップを検討しています。



これであなたも



こども家庭ソーシャルワーカー！



一般財団法人日本ソーシャルワークセンター

《無断での転載や複製は禁止します》



実務経験申告(兼 実務経験証明)書 (第1号または第3号) [/]

1. 受講者 (こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の取得を希望し、その受講要件にかかる実務経験の証明を受けようとする者)

ふりがな		生年月日
氏名		年 月 日生

2. 受講要件 (の一部) を満たすことを申告する内容

(1) 法人名/自治体名		保有資格※保有している資格に☑を記入 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士
(2) 施設・機関名		
(3) 施設種別		
(4) 受講者の雇用契約上の期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 か月) ・ 在職中 勤務時間： 時間/週	
(5) 上記(4)のうち、 <u>主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した期間</u>	① 年 月 日～ 年 月 日 (年 か月) <u>主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した時間：</u> 時間/週 ② 年 月 日～ 年 月 日 (年 か月) <u>主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した時間：</u> 時間/週	
(6) 上記(5)の期間における業務内容等	役職名 ① ②	業務内容 ① ②
(7) 実務経験の申告	<input type="checkbox"/> 上記のとおり、指定施設及びその期間に、 <u>主として児童の福祉に係る相談援助業務</u> に従事していたことを申告します。 <input type="checkbox"/> 具体的なこどもの福祉に係る相談援助業務は、別紙「こどもの福祉に係る相談援助業務の概要」に記載した内容に相違ありません。(別紙に記載した内容が当該施設での場合のみ)	

3. 証明者

法人名/自治体名			代表者の職印(公印)
施設・機関名			
所在地			
連絡先			
代表者	役職名	氏名	
証明者(担当者)	所属・役職名		氏名
			認印
	連絡先		
	メールアドレス		
申告内容の証明	受講者の児童の福祉に係る相談援助業務の内容や期間について、申告内容に相違がないことを証明します。 (実務経験証明書の作成日： 年 月 日)		

注 実務経験申告(兼 実務経験証明)書に印字された項目は変更せず、各項目に沿って記載してください。

実務経験申告(兼 実務経験証明)書 (第2号または第4号) [/]

1. 受講者 (こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の取得を希望し、その受講要件にかかる実務経験の証明を受けようとする者)

ふりかな		生年月日
氏名		年 月 日生

2. 受講要件 (の一部) を満たすことを申告する内容

(1) 法人名/自治体名		保有資格※保有している資格に☑を記入 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> 保育士
(2) 施設・機関名		
(3) 施設種別		
(4) 受講者の雇用契約上の期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 か月) ・ 在職中 勤務時間： 時間/週	
(5) 上記(4)のうち、児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した期間	① 年 月 日～ 年 月 日 (年 か月) 児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した期間： 時間/週	
	② 年 月 日～ 年 月 日 (年 か月) 児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した期間： 時間/週	
(6) 上記(5)の期間における業務内容等	① 役職名	① 業務内容
	②	②
(7) 実務経験の申告	<input type="checkbox"/> 上記のとおり、指定施設及びその期間に、児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事していたことを申告します。 <input type="checkbox"/> 具体的なこどもの福祉に係る相談援助業務は、別紙「こどもの福祉に係る相談援助業務の概要」に記載した内容に相違ありません。(別紙に記載した内容が当該施設での場合のみ)	

3. 証明者

法人名			代表者の職印(公印)
施設・機関名			
所在地			
連絡先			
代表者	① 役職名	① 氏名	
証明者 (担当者)	② 所属・役職名		② 氏名
	② 連絡先		② 認印
	② メールアドレス		
申告内容の証明	受講者の児童の福祉に係る相談援助業務の内容や期間について、申告内容に相違がないことを証明します。 (実務経験証明書の作成日： 年 月 日)		

注 実務経験申告(兼 実務経験証明)書に印字された項目は変更せず、各項目に沿って記載してください。

こどもの福祉に係る相談援助業務の概要

1. 基本項目（受講者）

氏 名		
所属先	施設種別	
	施設・機関名	
役職・担当業務		

2. 担当した「こども」または「こどもを含む家庭」

基本情報	こどもの年齢	満 歳	性別	男 ・ 女 ・ その他
「こども」または「こどもを含む家庭」の生活課題・ニーズ等				
支援にあたって協議や連携を行った機関等（関係機関や関係者など、所属組織の内外は不問）				

3. こどもの福祉にかかる相談援助業務の展開過程

担当した「こども」または「こどもを含む家庭」に対して、①あなたはどのように関わり、あるいは寄り添ったか、②いつの時点で、どのような見立てをしたか、③初回面接（インテーク）や、その後の関わり（アセスメントや支援計画の立案、実施など）を踏まえて、意思決定にどのように関わり、あるいは支援をしたか、④相談援助業務の結果など、を400字以内でまとめてください。

※本概要の作成にあたっては、個人情報に十分配慮してください。

（例：人物や機関名の表記は、アルファベットのAから順に使用するなど）

【第3号用】主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した期間 計算表

	施設・機関名	施設・機関種別	施設・職種コード		職名	主として児童の福祉に係る相談援助業務の開始日	主として児童の福祉に係る相談援助業務の終了日	就業月数	左記の就業期間において、主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した1週間あたりの時間数	適用される相談援助実務経験期間
			資格種別	コードNo.						
1								0	時間	0 か月
2								0	時間	0 か月
3								0	時間	0 か月
4								0	時間	0 か月
5								0	時間	0 か月
6								0	時間	0 か月
7								0	時間	0 か月
8								0	時間	0 か月
9								0	時間	0 か月
10								0	時間	0 か月
合計時間									0	か月
判定										受講不可

実務経験申告書(兼 実務経験証明書)の内容に添って記入

【第4号用】児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した期間 計算表

	施設・機関名	施設・機関種別	職名	児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務の開始日	児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務の開始日	児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した期間
1						0 か月
2						0 か月
3						0 か月
4						0 か月
5						0 か月
6						0 か月
7						0 か月
8						0 か月
9						0 か月
10						0 か月
合計時間						0 か月
判定						受講不可

各ルートの受講要件を満たす相談援助業務の期間となった場合『受講可』となります

施設種類		児童分野	施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司、心理判定員	1365
		児童指導員	1366
	1- (2)	保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		1- (3)	個別対応職員
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		1- (4)	里親支援専門相談員
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（※2）	1561
		★保育士（※3）	1562
		心理指導担当職員	1563
		1- (5)	児童発達支援管理責任者
	知的障害児施設 （知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種））	★児童指導員（※2）	1391
		2- (32)	★保育士（※3）
	知的障害児通園施設	★児童指導員（※2）	1401
		2- (32)	★保育士（※3）
	盲ろうあ児施設 （盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設）	★児童指導員（※2）	1411
		2- (32)	★保育士（※3）
	肢体不自由児施設 （肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設）	★児童指導員（※2）	1421
2- (32)		★保育士（※3）	1422
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員	1431	
	保育士	1432	
	1- (6)	個別対応職員	1433
	1- (6)	家庭支援専門相談員	1434
重症心身障害児施設	★児童指導員（※2）	1441	
	★保育士（※3）	1442	
	2- (33)	心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451	
	児童生活支援員	1452	
	個別対応職員	1453	
	1- (7)	家庭支援専門相談員	1454
	1- (7)	職業指導員	1455
児童家庭支援センター	相談員 （児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461	
	児童発達支援センターを除く 障害児通所支援事業を行う施設	★指導員（※1）	1571
★児童指導員（※2）		1572	
★保育士（※3）		1573	
児童発達支援管理責任者		1574	
★障害福祉サービス経験者（※4）		1575	
1- (9)		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576

児童分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児童福祉法	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	医療型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★児童指導員（※2）	1572
			★保育士（※3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設 1-(9)	★指導員（※1）	1571
			★児童指導員（※2）	1572
			★保育士（※3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1577
			児童発達支援管理責任者	1574
		保育所等訪問支援事業を行う施設 1-(9)	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1577
			児童発達支援管理責任者	1574
	障害児相談支援事業 1-(10)	相談支援専門員	1581	
	乳児院 2-(2)	児童指導員	2511	
		保育士	2512	
		個別対応職員	2513	
		家庭支援専門相談員	2514	
		里親支援専門相談員	2515	
	指定発達支援医療機関 （肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの） 2-(13)	★児童指導員（※2）	2451	
		★保育士（※3）	2452	
児童自立生活援助事業を行っている施設 2-(21)	相談援助業務を行っている指導員	2531		
地域子育て支援拠点事業を行っている施設 2-(24)	相談援助業務を行っている職員	2561		
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所 2-(82)	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081		

児童分野			施設・職種 コード		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種			
その 他	利用者支援事業を行っている施設	2-(25)	相談援助業務を行っている職員	2901	
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	2-(12)	相談援助業務を行っている職員(相談員)	2291	
	支地 援域 事生 業活	障害児等療育支援事業を行っている 施設	2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター	2-(20)	相談援助業務を行っている職員	2521	
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助 事業、夜間養護等事業)	2-(22)	相談援助業務を行っている職員	2541	
	(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業)				
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている 施設	2-(28)	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)	2581 2582	
	スクールソーシャルワーカー活用事業に 基づく教育機関	2-(72)	スクールソーシャルワーカー	2741	
	子ども家庭総合支援拠点	2-(75)	相談援助業務を行っている職員	5091	
「医療的ケア児等とその家族への支援」を 行っている事業所	2-(83)	医療的ケア児等コーディネーター	5111		
注意事項 (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。					
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。					

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード	
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
介 護 保 険 法	介護 保 険 施 設	指定介護老人福祉施設 1-(22)	生活相談員	1011
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
		介護老人保健施設 1-(22)	支援相談員	1021
			相談指導員	1023
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
	介護医療院 1-(22)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611	
		指定介護療養型医療施設 1-(22)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031
		地域包括支援センター 1-(23)	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (※5) (保健師、主任介護支援専門員等)	1041
		指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む) 2-(4)	生活相談員	2221
			計画作成担当者	2222
		指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設 (※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む) 2-(41)、2-(45)	生活相談員	2011
			生活指導員	2012
		指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む) 2-(41)	生活相談員	2051
			生活指導員	2052
		指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(42)	支援相談員	2091
		指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(42)	支援相談員	2111
		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2-(43)	オペレーター	2771
		指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(44)	オペレーションセンター従業者	2781
		指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む) 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
		指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む) 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定複合型サービスを行う施設 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791	
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2-(47)	生活相談員	2191	
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192	
	居宅介護支援事業を行っている事業所 2-(48)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201	
	介護予防支援事業を行っている事業所 2-(49)	担当職員	2211	
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(49)	担当職員	2911	
注意事項 (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。				

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
老人福祉法	養護老人ホーム 1-(20)	生活相談員	1051
		生活指導員	1052
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(20)	生活相談員	1061
		生活指導員	1062
	軽費老人ホーム 〔都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む〕 1-(20)	生活相談員	1071
		生活指導員	1072
	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1-(20)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1-(20)	生活相談員	1091
		生活指導員	1092
	老人デイサービスセンター 1-(20)	生活相談員	1101
生活指導員		1102	
老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1-(20)	相談援助業務を行っている職員	1111	
有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271	
その他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(50)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業〕 2-(51)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(52)	相談援助業務を行っている職員	2801

障害者分野			施設・職種 コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	1-(12)	身体障害者福祉司	1321
			心理判定員	1322
			職能判定員	1323
			ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター (A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター)	1-(13)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
点字図書館	2-(29)	相談援助業務を行っている職員	2321	
福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者	精神保健福祉センター	1-(14)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
			精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
			精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343
			心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	1-(19)	知的障害者福祉司	1351
			心理判定員	1352
			職能判定員	1353
			ケース・ワーカー	1354
障害者総合支援法	障害者支援施設	1-(24)	★生活支援員(※7)	1121
			就労支援員	1122
			サービス管理責任者	1123
	地域活動支援センター	1-(25)	★指導員(※7)	1131
	福祉ホーム	1-(26)	管理人	1141
	基幹相談支援センター	2-(80)	相談援助業務を行っている職員	5121
	身体障害者更生施設 (肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設)	2-(5)	★生活支援員(※7)	2831
			★生活指導員(※7)	2832
	身体障害者療護施設	2-(5)	★生活支援員(※7)	2841
			★生活指導員(※7)	2842
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	2-(5)	★生活支援員(※7)	2851
			★生活指導員(※7)	2852
	身体障害者福祉工場	2-(5)	★指導員(※7)	2861
			精神保健福祉士	1191
	精神障害者生活訓練施設	2-(6)	精神障害者社会復帰指導員	1192
			精神保健福祉士	1201
	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	2-(6)	精神障害者社会復帰指導員	1202
			精神保健福祉士	1211
	精神障害者福祉工場	2-(6)	精神障害者社会復帰指導員	1212
			管理人	1221
	精神障害者福祉ホーム	2-(6)	★生活支援員(※7)	1231
			★生活指導員(※7)	1232
	知的障害者更生施設 (入所、通所)	2-(7)	★生活支援員(※7)	1241
★生活指導員(※7)			1242	
★生活支援員(※7)			1251	
★生活指導員(※7)			1252	
知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	2-(7)	★生活支援員(※7)	1241	
		★生活指導員(※7)	1242	
知的障害者通勤寮	2-(7)	★生活支援員(※7)	1251	
		★生活指導員(※7)	1252	

障害者分野			施設・職種コード			
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種				
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設 1-(27)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1271 1272		
		自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練) 1-(27)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1281 1282		
		就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む) 1-(27)	★生活支援員(※7) 就労支援員 サービス管理責任者	1291 1292 1293		
		就労継続支援を行う施設 (A型、B型) 1-(27)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1301 1302		
		就労定着支援を行う施設 1-(27)	就労定着支援員 サービス管理責任者	1621 1622		
		自立生活援助を行う施設 1-(27)	地域生活支援員 サービス管理責任者	1631 1632		
		療養介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	1261		
		短期入所を行う施設 (身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む) 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2341		
		重度障害者等包括支援を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2351		
		共同生活介護を行う施設 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2361		
		共同生活援助を行う施設 (精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む) 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2371		
		障害者総合支援法	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設 2-(35)	相談援助業務を行っている職員	2381
				日中一時支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2391
				障害者相談支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2431
				一般相談支援事業所 1-(28)	相談支援専門員	1591
特定相談支援事業所 1-(29)	相談支援専門員			1601		
相談支援事業を行う施設 2-(34)	相談支援専門員			2871		
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」 2-(14)	相談援助業務を行っている指導員	2301			
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2302			
発達障害者支援法	発達障害者支援センター 2-(64)	相談支援を担当する職員	2461			
		就労支援を担当する職員	2462			
注意事項 (※7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。						

障害者分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	2-(65)	障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター	2-(66)	障害者職業カウンセラー	2481
			職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター	2-(68)	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター	2-(70)	主任就業支援担当者	2501
			就業支援担当者	2502
			主任職場定着支援担当者	2503
生活支援担当職員			2504	
職業安定法	公共職業安定所	2-(71)	精神障害者雇用トータルサポーター	2981
			発達障害者雇用トータルサポーター	2982
			雇用トータルサポーター（大学等支援分）	2983
その他	知的障害者福祉工場	2-(15)	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設	2-(29)	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	2-(37)	地域体制整備コーディネーター	2731
			地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	2-(38)	地域体制整備コーディネーター	2811
			地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	2-(39)	相談援助業務を行っている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他） （医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	2-(40)	相談援助業務を行っている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他） （医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2881
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	2-(67)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	2-(69)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921	

その他の分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
地域保健法	保健所	1-(1)	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1511
			精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1512
			精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1513
			心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1514

その他の分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521	
		1-(11) 退院後生活環境相談員	1522	
生活保護法	救護施設	1-(15) 生活指導員	1491	
	更生施設	1-(15) 生活指導員	1501	
	授産施設	2-(1) 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591	
	宿所提供施設	2-(1) 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601	
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	2-(63) 就労支援員	2931	
	日常生活支援住居施設	2-(84) 生活支援員 生活支援提供責任者	5181 5182	
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	2-(62) 主任相談支援員	2941	
		相談支援員	2942	
		就労支援員	2943	
		就労準備支援担当者	2944	
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945	
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471	
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472	
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473	
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474	
		現業員・ケースワーカー	1481	
		家庭児童福祉主事	1482	
		家庭相談員	1483	
		面接相談員	1484	
		婦人相談員	1485	
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486	
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487	
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488	
		1-(16)		
		隣保館	2-(9) 相談援助業務を行っている指導職員	2611
		都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	2-(10) 専門員	2621
相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。）	2622			
福祉活動専門員	2631			
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	2-(11) 相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。）	2632		

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
売春防止法	婦人相談所	相談指導員	1531
		判定員（心理・職能判定員）	1532
		1-(17) 婦人相談員	1533
	1-(18) 婦人保護施設	入所者を指導する職員	1541
保健法 母子	母子健康包括支援センター	2-(76) 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設	2-(85) 相談に応ずる職員	5191
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	2-(86) 婦人相談員	5201
並びに母子及び父子 福祉法	母子・父子福祉センター	1-(21) 母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員（母子の相談を行う職員）	1551
刑事収容施設法	刑事施設	2-(16) 刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014
少年院法	少年院	2-(16) 法務教官	5021
		法務技官（心理）	5022
		福祉専門官	5023
鑑別所法 少年	少年鑑別所	2-(16) 法務教官	5031
		法務技官（心理）	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	2-(17) 保護観察官	2641
		社会復帰調整官	2642
	保護観察所	2-(17) 保護観察官	2651
		社会復帰調整官	2652
更生保護事業法	更生保護施設	2-(18) 補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁判所法	家庭裁判所	2-(81) 家庭裁判所調査官	5131
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	2-(19) 相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	2-(73) 難病相談支援員	5061

その他の分野		施設・職種コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
の 成 年 後 見 制 度 の 利 用 に 関 する 法 律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 2-(79)	相談援助業務を行っている職員 5141
そ の 他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行っている 施設 2-(23)	相談援助業務を行っている相談員 2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(26)	母子・父子自立支援プログラム策定員 5041
	就業支援専門員配置等事業 2-(27)	就業支援専門員 5051
	地域福祉センター 2-(53)	相談援助業務を行っている職員 2681
	就労支援事業を行っている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業 実施要領に規定する事業) 2-(54)	就労支援員 2951
	ひきこもり地域支援センター 2-(55)	ひきこもり支援コーディネーター 2751
		その他相談援助業務を行っている職員 2752
	地域生活定着支援センター 2-(56)	相談援助業務を行っている職員 2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている 事業所 2-(57)	相談援助業務を行っている相談員 2691
	ホームレス自立支援センター 2-(58)	生活相談指導員 2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業 務を実施する事業所 2-(59)	相談援助業務を行っている職員 2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する 事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員 2971
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(61)	主任相談支援員 2891
		相談支援員 2892
		就労支援員 2893
		家計相談支援員 2894
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2-(74)	支援コーディネーター 5071
地域若者サポートステーション 2-(77)	相談援助業務を行っている職員 5151	
子ども・若者総合相談センター 2-(78)	相談援助業務を行っている職員 5161	
厚生労働大臣が個別に認めた施設 2-(86)	相談援助業務を行っている相談員 9999	

※ 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります（コード**9999**）。

厚生労働大臣の個別認定にあたって、59ページ「4(1) 認定基準」に該当する場合は、別途、書類が必要になりますので、事前に電話で連絡してください。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 （療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
高齢者住宅等安心確保事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等)において実施する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員	3101
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 (児童センター、市に設置された児童館において実施)する事業	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

出典：公益財団法人社会福祉振興・試験センター 社会福祉士国家試験「受験の手引」より一部抜粋

【参考資料4 精神保健福祉士国家試験 実務経験コード番号表（施設・職種コード）】

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
児童養護施設 1-(3)	06	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ・職業指導員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む) 1-(3)	07	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・児童発達支援管理責任者 [01] ・職業指導員 [01] ・心理指導担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設) 1-(3)	08	・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ・家庭支援専門相談員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童相談所 1-(7)	09	・児童福祉司 [01] ・受付相談員 [01] ・相談員 [01] ・電話相談員 [01] ・児童心理司 [01] ・児童指導員 [01] ・保育士 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
母子生活支援施設 1-(8)	10	・母子支援員 [01] ・少年を指導する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
障害児相談支援事業を行う施設 1-(5)	11	・相談支援専門員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童自立支援施設 1-(9)	12	・児童自立支援専門員 [01] ・児童生活支援員 [01] ・職業指導員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童家庭支援センター 1-(10)	13	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童自立生活援助事業を行う施設 1-(6)	56	・相談援助業務を行う指導員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
地域保健法		
保健所 1-(2)	14	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01] ・精神科ソーシャルワーカー [01]
市町村保健センター 1-(2)	15	・心理判定員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

注意事項	職種コードが「★その他（職種名を記入）」に該当する方は、25ページの職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項を必ず確認してください。
------	---

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
医療法		
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る) 1-(1)	16	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・医療ソーシャルワーカー [01]
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る) 1-(1)	17	★その他（職種名を記入） [02]
生活保護法		
救護施設 1-(12)	18	・生活指導員 [01]
更生施設 1-(12)	19	★その他（職種名を記入） [02]
被保護者就労支援事業を行う事業所 3-(3)	57	・就労支援員 [01]
被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所 3-(3)	58	・就労支援員 [01] ・被保護者就労準備支援担当者 [01] ・相談支援に従事する者 [01]
就労支援事業を行う事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業] 3-(3)	78	・就労支援員 [01]
日常生活支援住居施設 3-(16)	83	・生活支援員 [01] ・生活支援提供責任者 [01]
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	20	・精神保健福祉相談員 [01] ・社会福祉士 [01]
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	21	・精神科ソーシャルワーカー [01] ・心理判定員 [01]
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署 1-(2)	22	★その他（職種名を記入） [02]
生活困窮者自立支援法		
生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関 3-(7)	59	・主任相談支援員 [01] ・相談支援員 [01]
生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 3-(7)	60	・就労支援員 [01]
生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所 3-(7)	61	・家計改善支援員 [01] ・就労準備支援担当者 [01]
社会福祉法		
福祉事務所 1-(13)	23	・査察指導員 [01] ・身体障害者福祉司 [01] ・知的障害者福祉司 [01] ・老人福祉指導主事 [01] ・現業員 [01] ・家庭児童福祉主事 [01] ・家庭相談員 [01] ・面接員に相当する職員 [01] ・婦人相談員 [01] ・母子・父子自立支援員 [01] ・母子・父子自立支援プログラム策定員 [01] ・就業支援専門員 [01] ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 [01] ・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 3-(4)	62	・専門員 [01]
市町村社会福祉協議会 1-(14)	24	・福祉活動専門員 [01] ・相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所 1-(15)	25	・知的障害者福祉司 [01] ・心理判定員 [01] ・職能判定員 [01] ・ケース・ワーカー [01] ★その他（職種名を記入） [02]
法務省設置法		
保護観察所 1-(21)	26	・社会復帰調整官 [01] ・保護観察官 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
障害者の雇用の促進等に関する法律		
広域障害者職業センター 1-(16)	27	・障害者職業カウンセラー [01] ★その他（職種名を記入） [02]
地域障害者職業センター 1-(17)	28	・障害者職業カウンセラー [01] ・職場適応援助者 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
障害者就業・生活支援センター 1-(18)	29	・主任就業支援担当者 [01] ・就業支援担当者 [01] ・主任職場定着支援担当者 [01] ・生活支援担当職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
売春防止法		
婦人相談所 3-(2)	63	・相談指導員 [01] ・判定員 [01] ・婦人相談員 [01]
婦人保護施設 3-(2)	64	・入所者を指導する職員 [01]
刑事収容施設法		
刑事施設 3-(15)	65	・刑務官 [01] ・法務教官 [01] ・法務技官（心理） [01] ・福祉専門官 [01]
少年院法		
少年院 3-(15)	66	・法務教官 [01] ・法務技官（心理） [01] ・福祉専門官 [01]

注意事項	<p>職種コードが「★その他（職種名を記入）」に該当する方は、25ページの職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項を必ず確認してください。</p>
-------------	--

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
少年鑑別所法			
少年鑑別所 3-(15)		67	・法務教官 [01] ・法務技官（心理） [01]
更生保護事業法			
更生保護施設 1-(20)		30	・補導に当たる職員 [01] ・福祉職員 [01] ・薬物専門職員 [01] ・訪問支援職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
発達障害者支援法			
発達障害者支援センター 1-(22)		31	・相談支援を担当する職員 [01] ・就労支援を担当する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)			
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設 1-(23)	32	・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01]
	自立訓練を行う施設 1-(23)	33	★その他（職種名を記入） [02]
	就労移行支援を行う施設 1-(23)	34	・職業指導員 [01] ・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	就労継続支援を行う施設 1-(23)	35	・職業指導員 [01] ・生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	就労定着支援を行う施設 1-(24)	54	・就労定着支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	自立生活援助を行う施設 1-(24)	55	・地域生活支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	短期入所を行う施設 1-(24)	36	
	重度障害者等包括支援を行う施設 1-(24)	37	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
	共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を含む) 1-(24)	38	

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設 3-(10)	68	・相談援助業務に従事する職員 [01]
	障害者相談支援事業を行っている施設 3-(10)	69	
	障害児等療育支援事業を行っている施設 3-(10)	70	
一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む) 1-(26)	39	・相談支援専門員 [01]	
特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む) 1-(27)	40	★その他（職種名を記入） [02]	
障害者支援施設 1-(25)	41	・生活支援員 [01] ・就労支援員 [01] ・サービス管理責任者 [01] ★その他（職種名を記入） [02]	
地域活動支援センター 1-(28)	42	・指導員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]	
福祉ホーム 1-(29)	43	・管理人 [01] ★その他（職種名を記入） [02]	
基幹相談支援センター 1-(30)	71	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]	
介護保険法			
地域包括支援センター 1-(19)	72	・包括的支援事業に係る業務を行う職員（※1）（介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く） [01] ★その他（職種名を記入） [02]	
注意事項 (※1)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。			
職業安定法			
公共職業安定所 3-(13)	73	・精神障害者雇用トータルサポーター [01] ・発達障害者雇用トータルサポーター [01] ・雇用トータルサポーター（大学等支援分） [01]	
その他			
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設 2-(1)	49	・地域体制整備コーディネーター [01] ・地域移行推進員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]	
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設 3-(8)	74	・相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く） [01]	

注意事項	職種コードが「★その他（職種名を記入）」に該当する方は、25ページの職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項を必ず確認してください。
-------------	--

施設（事業）種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	施設 コード	職種 [職種コード] (職種コードが02の方は、25ページの注意事項を参照)
第1号職場適応援助者助成金 又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 3-(11)	75	・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 3-(12)	76	・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 [01]
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設 2-(2)	50	・スクールソーシャルワーカー [01] ★その他（職種名を記入） [02]
母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行う施設 3-(1)	77	・相談員 [01]
ひきこもり地域支援センター 3-(5)	79	・ひきこもり支援コーディネーター [01]
地域生活定着支援センター 3-(6)	80	・相談援助業務に従事する職員 [01]
ホームレス自立支援事業を行う施設 2-(3)	51	・生活相談指導員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
地域若者サポートステーション 3-(14)	81	・相談援助業務に従事する職員 [01]
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 3-(9)	82	・支援コーディネーター [01]
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設 ※別途基準、申請様式がありますので、事前に電話で連絡してください。 3-(17)	99	・精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

精神障害者地域生活援助事業を行う施設	44	・世話人 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
精神障害者社会復帰施設	45	・精神障害者社会復帰指導員 [01] ・管理人 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
知的障害者援護施設	46	・生活支援員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]
児童デイサービス	47	・相談援助業務に従事する職員 [01] ★その他（職種名を記入） [02]

注意事項	職種コードが「★その他（職種名を記入）」に該当する方は、 25ページの職種「★その他」（職種コード02）に関する注意事項 を必ず確認してください。
------	---

出典：公益財団法人社会福祉振興・試験センター 精神保健福祉士国家試験「受験の手引」より一部抜粋